

組織的犯罪処罰法改正案の強行成立に抗議する意見書

平成29年6月15日の朝、安倍政権は、参院法務委員会での審議を一方的に打ち切り、採決抜きに「中間報告」という異例な手段を使って「共謀罪」法の成立を強行しました。審議するほど矛盾と破綻が明らかになったのが「共謀罪」法案の実態です。

この「共謀罪」は、犯罪を実行に移した段階から処罰する、これまでの日本の刑事法の原則が大きく転換されることとなります。犯罪が実際に起こっていない段階でも2人以上で「計画」し、そのうち1人が「実行準備行為」をしたと捜査機関がみなせば、全員を処罰できることになり、憲法に保障された思想・良心の自由をはじめとする基本的人権を侵害する違憲立法です。

それにもかかわらず、政府は「テロ対策」とか「一般人は対象外」「組織的犯罪集団に限定」などと主張してきました。しかし、国会審議での質疑の中で答弁は迷走を続け、審議すればするほど政府の説明は破綻してきました。そのことは国会審議が進むにつれ世論調査にもみられるように、国民の間にも疑問や懸念が増加してきたことから明らかです。今後、日本において警察など捜査機関による不当な捜査や人権侵害、監視社会になっていくことが大きな不安にもなっています。

参院法務委員会審議を封じ、委員会採決を抜きにした「中間報告」という国会ルールを無視したことは、議会制民主主義を真っ向から否定する暴挙です。また、「共謀罪」法への国民の疑問や異論に何ら答えることなく、さらに、「加計」「森友」問題など政権そのものの疑惑の解明には背を向けながら、「数の力」による強行を繰り返す党利党略のやり方には一片の道理もありません。

今回の「共謀罪」法成立の強行に対して陸前高田市議会の名において、強く抗議するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月20日

岩手県陸前高田市議会